

告 示

埼玉県告示第五百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年五月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人JIN愛育センター

三 代表者の氏名

鄭 錦伊

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市大字石神二千五十九番地二百一号

五 定款に記載された目的

この法人は、「仁」を理想理念とし、外国人高齢者住民及び地域高齢者に「尊厳ある懸命な介護」と子供を「愛情で賢明に育む」ことを、特定非営利活動法人ならではの柔軟性と双方のニーズに迅速に対応することで地域住民の家族の希望を支え、親と子供の笑顔が明るい家族をつくり、明るい家族が健康なまちをつくり、健康なまちこそ地球多文化社会で貢献できる感性を育て、未来を託せる人づくりに善循環していくことを目的とする。